縫製業持続可能化推進プロジェクト補助金

公募要領

公募期間：随時受付中

※申請は先着順、審査の上交付決定します。

※予算額に達した時点で受付を終了します。

令和８年10月　久慈市

【制度の概要】

○ 補助対象者	市内の縫製業者
○ 補助対象事業	商品開発、人材育成、設備導入、販路開拓
○ 補助率	2/3以内
○ 補助上限	50万円
○ 事業実施期間	交付決定の日～令和９月３月31日
○ 実績報告	事業完了後30日以内
○ 問合せ先	久慈市 企業立地港湾部 企業立地課 電話：0194-75-3891（直通） E-mail：kigyou@city.kuji.iwate.jp

※事前着手については、下記「６．補助事業の実施期間及び事前着手」をご確認ください。

【目次】

１．事業の目的……2
２．補助対象者……2
３．補助対象となる事業……2
４．補助対象経費……3
５．補助率及び補助上限額……3
６．補助事業の実施期間及び事前着手……4
７．申請手続……4
８．交付決定……5
９．事業内容等の変更等……5
10．事業実績及び補助金の請求……5
11．補助金の交付……5
12．その他の注意事項……6
13．問い合わせ先……6

１．事業の目的

久慈市では、地域の特色ある産業である縫製業の生産性の向上及び持続的な発展を図るため、市内の縫製業者が行う**商品開発、人材育成、設備導入、販路開拓等**の取組を支援します。

なお、本事業は、企業版ふるさと納税を活用して実施するものです。

２．補助対象者

補助金の交付を受けることができるものは、次のいずれにも該当する者です。

(1) 市内の縫製業者であること

本補助金における「縫製業者」とは、**衣服その他の繊維製品の縫製を主たる事業として営む者**をいいます。

(2) 市税を完納していること

補助金の申請日において、納期の到来した市税を完納していることが必要です。

３．補助対象となる事業

補助対象となる事業は、市内の縫製業者が行う次の取組です。

(1) 商品開発

新商品の企画、試作、開発等に関する取組

(2) 人材育成

技術・技能の向上等を目的とした研修、講習等に関する取組

(3) 設備導入

生産性の向上、製造能力の向上等に必要な機械、装置、工具、器具等の導入、改良、設置等に関する取組　　※既存の機械設備の更新も対象となります。

(4) 販路開拓

展示会、商談会等への出展、広告宣伝、ウェブサイトの作成・改修等による販路開拓の取組

４．補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

区分	対象となる経費
商品開発	新商品の企画、試作、開発等に要する原材料費、委託費、外注費その他これらに類する経費
人材育成	技術・技能の向上等を目的とした研修、講習等の受講料、講師謝金、会場借上料その他これらに類する経費
設備導入	生産性の向上、製造能力の向上等に必要な機械、装置、工具、器具等の購入、改良、設置等に要する経費及び既存の機械設備の更新に要する経費
販路開拓	展示会、商談会等への出展に要する出展料、会場費、旅費、広告宣伝費、ウェブサイトの作成・改修費その他これらに類する経費

※具体的な対象経費や対象外経費については、「申請の手引き」を確認してください。

５．補助率及び補助上限額

(1) 補助率

補助対象経費の３分の２以内

(2) 補助上限額

１事業者につき50万円

例えば、補助対象経費が60万円の場合、

> 60万円 × 2/3 ＝40万円

となり、補助金額は40万円以内となります。

補助対象経費が100万円の場合は、

> 100万円 × 2/3 ＝約66.7万円

となりますが、補助上限額が50万円のため、**補助金額は50万円が上限**となります。

６．補助事業の実施期間及び事前着手

(1) 補助事業の実施期間

補助事業は、**補助金の交付決定を受けた日以後に着手**し、所定の期日までに完了してください。

交付決定前に発注、契約、購入等を行った経費は、補助対象となりません。

(2) 事前着手

補助事業の性質その他の事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、**縫製業持続可能化推進プロジェクト補助金事前着手承認申請書（様式第１号）を提出し、市長の承認を受ける必要があります。**

なお、**事前着手の承認は、補助金の交付決定を約束するものではありません。**

７．申請手続

(1) 申請期間　随時申請を受け付けます。

なお、申請は先着順とし、審査の上、交付を決定します。また、予算額に達した時点で受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出書類　次の書類を提出してください。

① 縫製業持続可能化推進プロジェクト補助金交付申請書（様式第２号）
② 事業計画書（様式第３号）　③ 収支予算書（様式第４号）
④ 見積書等　⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先　久慈市 企業立地港湾部 企業立地課
〒028-8030 岩手県久慈市川崎町１番１号

(4) 提出方法　窓口、郵送等により提出してください。

【事前着手を希望する場合】

事前着手を希望する場合は、**上記の交付申請書等に加え、縫製業持続可能化推進プロジェクト事前着手承認申請書（様式第１号）を提出してください。**

【予算を超える申請があった場合】

募集期間内に予算額を超える申請があった場合は、提出された**事業計画書等を審査し、補助対象事業を決定**します。

審査の結果、補助対象事業として適当と認められる場合であっても、**予算の範囲内で補助金を交付するため、採択されない場合があります。**

８．交付決定

提出された申請書類を審査･確認し、補助金の交付が適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知します。

なお、審査に当たっては、**事業の必要性、期待される効果、事業内容の具体性･実現可能性及び今後の発展性等**を総合的に勘案します。

９．事業内容の変更等

交付決定を受けた事業について、事業内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、**あらかじめ市の承認を受ける必要があります。**

ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

なお、事前着手の承認を受けた内容を変更する場合は、あらかじめ市に相談してください。

10．実績報告及び補助金の請求

補助事業が完了したときは、**事業完了後30日以内**に、次の書類を提出してください。

① 縫製業持続可能化推進プロジェクト補助金請求書（様式第６号）
② 事業実績書（様式第３号）
③ 収支精算書（様式第４号）
④ 支出を証する書類の写し
⑤ その他市長が必要と認める書類

※対象経費の支払いが確認できない場合、補助金を交付できない場合があります。

11．補助金の交付

提出された実績報告書及び支出内容を確認し、補助事業が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助金を申請者が指定する口座へ振り込みます。

12. その他の注意事項

(1) 他の補助金等との併用

補助対象経費について、国、県、市町村その他の機関から他の補助金等の交付を受ける場合は、あらかじめ市に相談してください。

(2) 事業実施状況等の確認

事業の実施状況や経費の支出状況について、市から確認を求める場合があります。

(3) 補助金の取消し・返還

申請内容や実績報告の内容に虚偽がある場合などは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

(4) 書類の保存

補助事業に係る書類、帳簿及び支出を証する書類等は、所定の期間保存してください。

(5) 財産処分

補助金により取得した財産については、処分等に制限がある場合があります。

(6) 事業実施年度

本補助金は、令和８年度限りの事業として実施する予定です。

13. 問い合わせ先

久慈市 企業立地港湾部 企業立地課

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町１番１号

電話：0194-75-3891
FAX：0194-52-3653
E-mail：kigyou@city.kuji.iwate.jp